

合併時処理浄化槽設置補助金に関する「よくある質問Q&A」

Q 1 家を新築で建てたいと思っているのですが、補助の対象になる条件はなんですか？

A 1 新築住宅に合併浄化槽を設置する場合、家を建てる場所が公共下水道事業の計画区域及び、農業集落排水事業の整備区域の地域外でなければなりません。
※公共下水道事業の計画区域、農業集落排水事業の整備区域の確認は上下水道課にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

Q 2 既設合併処理浄化槽の更新については、転換設置補助の対象となりますか？

A 2 当補助金の対象外となります。

Q 3 補助金は、工業者に支払われるのですか？

A 3 いいえ。補助金は施主(浄化槽を設置する人・申請者)にお支払いいたします。

Q 4 補助金の申請はどのようにすればよろしいですか？

A 4 工業者が通常行いますので、担当されている工業者にご相談のうえ、ご申請をお願いいたします。

Q 5 補助金の申請はいつまでにすれば良いですか？また、いつまでに工事を終わらせれば良いですか？

A 5 当事業は単年度の事業であり、申請の年度末(3月31日)までに完了する必要があります。年度末をまたぐ工程での補助金申請はできませんので、工程には十分ご注意ください。
※年度をまたぐと事業の中止をしていただく事になります。

Q 6 補助金の申請をしたらすぐに工事に取り掛かって良いですか？

A 6 上下水道課から発送する「補助金交付決定通知書」がお手元に届いてから着工してください。

Q 7 工事が終わりましたが、どのようにすればよろしいか？

A 7 浄化槽の設置工事が終わりましたら、速やかに実績報告書を提出してください。
(浄化槽設置完了後 1 箇月以内または補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれかの早い日までとなります。)
その後、つるぎ町が浄化槽設置の完了検査を行います。
※完了検査の際には、敷地内での検査となるため、施主やご家族になるべく立ち合いをお願いします。

Q 8 工事が完了しました。補助金はいつもらえますか？

A 8 上下水道課から補助金交付額確定通知書をお送りしますので、それを参考に補助金交付請求書をご提出ください。後日指定の銀行口座に振り込みます。

Q 9 浄化槽で処理した水は、家の前にある側溝や水路に放流して良いでしょうか？

A 9 浄化槽処理水の放流先については、町内会や地元の水利組合にご確認ください。

Q 10 合併処理浄化槽への転換の際、既設の単独浄化槽または汲み取り槽はそのままにしてよいか？

A 10 必ず撤去して頂くようお願いいたしますが、撤去に伴い家屋倒壊の恐れがあり撤去が困難な場合は上下水道課へご相談ください。

Q 11 工事費はどれくらいかかりますか？

A 11 施工業者や工事内容によって変動するため、一概に金額がどれくらいかかるかお答えできません。担当の工事業者にご確認をお願いします。

Q 12 現在二人暮らしです。家が大きいのですが、安く工事をしたいので 5 人槽にしても良いでしょうか？

A 12 合併浄化槽人槽算定は、以下の建築物の用途別による尿尿浄化槽処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)によるものです。施行業者とご相談ください。

Q 13 納屋などにある汲み取り式のトイレを使い続けてもかまいませんか？

A 13 リフォーム等により母屋にあるトイレは新設する浄化槽に接続し、納屋などにある汲み取り式トイレが、そのまま使用したいという事例はありますが、町の補助金を用いる場合は「生活排水すべて接続する」という原則により、これを認めていません。

Q 14 10年ほど前に合併浄化槽に転換しようとした際に、家の庭が狭いため浄化槽設置ができないといわれました。現在も設置は困難でしょうか？

A 14 近年合併処理浄化槽の性能向上や小型化が進んでいます。そのため、以前は浄化槽を設置できないと言われた場所に浄化槽を設置することができたという事例もあります。詳しくは最寄りの施行業者やハウスメーカーにお問い合わせください。

Q 15 町税等において滞納がないことを証明する書類について、気を付けることはありますか？

A 15 申請日から1ヶ月以内に発行されたものを提出してください。